

## まちのアトリエ 利用ガイド

### 1 全般

- (1)原則、飲食禁止(水分補給は可)とする。飲料の持込はふた付き飲料のみ可とする。
- (2)機器及び会話の音量は、常識の範囲内とする。
- (3)フリーペーパー等の配布物を除き、市民参加・協働推進課の許可なく備品等を持ち出さないこと。
- (4)原則、予約使用は行わない。譲り合って利用すること。ただし、ワークショップの開催に必要と認められる場合は、この限りではない。
- (5)危険物・火気を伴う物品・強い臭気を発する物品・大音量音響機器・盗品・法令等により禁じられた物品・その他、市民参加・協働推進課が不適切と認める物品の持込を禁止する。
- (6)原則、水気厳禁とする。ただし、ワークショップ等に必要であり、汚損等の対策を十分に講じたうえで市民参加・協働推進課が認める場合はこの限りではない。
- (7)政治活動・宗教活動・公序良俗に反するおそれのある活動・暴力団等の反社会的勢力が関わる活動・特定の団体又は個人の利益の追求や発表・本施設の目的に沿わない活動・管理運営上支障をきたすおそれのある活動を禁止する。
- (8)その他の制限等については「上田市庁舎管理規則」に準じる。

### 2 申込を要する利用(申込前に市民参加・協働推進課へご相談ください。)

#### ●ワークショップの開催

- (1)企画内容は、原則、まちづくりに関連する内容とし、上田市にゆかりのある人、もの、ことを生かした取組・地域活性化に向けた取組・子どもの未来につながる内容・その他、市民参加・協働推進課が認める内容とする。
- (2)参加者から徴取できる参加費は、実費相当額(材料費等)とする。
- (3)まちのアトリエは、半日単位で利用できる。ただし、他者の利用を妨げないこと(占用不可)。
- (4)備品や電源を使用する場合は事前に市民参加・協働推進課へ相談すること。
- (5)物販・八十二長野銀行上田市役所出張所様の営業の妨げとなる行為・市民参加・協働推進課が不適切と判断する物品の使用や行為等を伴う活動を禁止する。
- (6)開催中における破損等の損害は、「上田市庁舎管理規則」に準じる。当該規則により難い盜難や損害等については、出展者が責任を負う。

#### ●FABox の利用

- (1)展示物は、上田市にゆかりのある人、もの、ことを生かした内容・上田市のまちづくりをさらに進めるための内容・子どもの未来につながる内容などが展示できる。
- (2)展示可能数は10枠を上限とし、1団体1枠までの利用とする。多数の申込により展示場所が不足する場合は、市民参加・協働推進課の判断により展示場所又は展示期間を調整することができる。

(3)展示期間は3か月までとする。ただし、出展者と市民参加・協働推進課の協議により、展示期間を延長することができる。

(4)展示場所は無人のため、展示物等の損害(盗難、紛失、損傷等)については、市では責任は負わないものとする。

(5)飲食物等の品質が維持できない展示物等の展示を禁止する(レプリカや写真は可)。

#### ●展示パネルの利用

(1)広報等を目的とするチラシ・ポスター等は、原則、市民参加・協働推進課の承認を受け、許可印を押印したものを掲示できる。掲示期間中の掲示物に係る責任は作成者が負う。掲示期間の満了後は、市民参加・協働推進課の判断により処分できる。

(2)作品展示を目的とする利用は、「FABox の利用」に準じる。

#### ●フロア内の展示

FABox 及び展示パネルを除くフロア内への展示については、「FABox の利用」に準じる。

#### ●フロアの使用(1時間を超える打合せ・作業等)

「ワークショップの開催」に準じる。

#### ●マッチング BOX による協力者の募集

(1)まちづくり団体や個人等が必要とする支援等と、協力等が可能な市民のつながる場(マッチング)を創出し、地域のまちづくり活動に「参加して欲しい、協力して欲しい」という思いと「参加したい、協力したい」という思いを結び、つなげ、まちづくり活動の活性化を目指す。

#### (2)マッチング方法

①情報提供:個人等から「力」を借りたい市民活動団体等の情報をコルクボードへ掲載する。

②応答:コルクボードを見て、協力等が可能な方はマッチングBOXへ連絡先等を投函する。

③マッチング:投函された内容について、市民参加・協働推進課が調整を図り、情報提供側と応答側をつなげる。

(3)情報提供できる内容は、原則、上田市内で実施し、上田市民を対象とした事業であること。

(4)募集対象者は、対価(金銭等)を伴わないボランティアであること。ただし、材料費や旅費・交通費などの実費相当分は、市民参加・協働推進課が認める範囲で支払うことができる。

(5)掲載期間は、掲載開始日から最大1年間とする。ただし、情報提供者と市民参加・協働推進課の協議により、掲載期間を延長することができる。

(6)マッチングにより連絡先の提供を受けた情報提供者又は応答者は、個人情報の適正な管理に努めること。また、マッチングが成功しなかった場合は速やかに連絡先を破棄すること。(合意がある場合を除く。)

### 3 管理運営

設備破損や事故等が生じた時は、速やかに市民参加・協働推進課へご連絡ください。

お問い合わせ 市民参加・協働推進課 直通 0268-71-6732